

令和6年度に実施した個別指導に  
おいて保険医療機関（医科）に  
改善を求めた主な指摘事項

四 国 厚 生 支 局

令 和 7 年 8 月

## 目 次

### I 診療に係る事項

1	診療録	1
2	傷病名	1
3	基本診療料	2
4	医学管理等	3
5	在宅医療	3
6	検査・画像診断・病理診断	4
7	投薬・注射、薬剤料等	4
8	処置	4

### II 管理・請求事務・施設基準等に係る事項

1	診療録等	4
2	診療報酬明細書の記載等	5
3	一部負担金等	5

## I 診療に係る事項

### 1 診療録

(1) 診療録は、保険請求の根拠となるものなので、医師は診療の都度、遅滞なく必要事項の記載を十分に行うこと（特に、症状、所見、治療計画等について記載内容の充実を図ること）。

(2) 診療録への必要事項の記載について、次の不適切な例が認められたので改めること。

#### ① 診療録について

ア 医師による日々の診療内容の記載が全くない日が散見される。

イ 医師による日々の診療内容の記載が極めて乏しい。診療録の記載がなければ医師法で禁止されている無診察治療とも誤解されかねないので改めること。

② やむを得ない事情で、看護に当たっている者から症状を聞いて薬剤を投与した場合について、診療録への記載が不十分である。

③ 同一日の再診について、診療録への記載が不十分である。

④ 継続して治療中の疾患であるにもかかわらず、傷病名の診療開始日をより新しい日付に変更している。

(3) 紙媒体の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 鉛筆で記載している。

② 記載内容が判読できない。

③ 診療を担当する保険医の署名又は記名押印が診療の都度なされていないため、診療の責任の所在が明らかでない。

### 2 傷病名

(1) 傷病名の記載又は入力について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 「傷病名」欄への記載は、1行に1傷病名を記載すること。

② 傷病名の記載が漏れている。

③ 傷病名の転帰の記載がない。

④ 傷病名を診療録の傷病名欄から削除している。当該傷病に対する診療が終了した場合には、傷病名を削除するのではなく、転帰を記載すること。

⑤ 継続して治療中の疾患であるにもかかわらず、傷病名の診療開始日をより新しい日付に変更している。

(2) 傷病名の内容について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 医学的な診断根拠がない傷病名

② 実際には「疑い」の傷病名であるにもかかわらず、確定傷病名として記載している。

③ 次の記載がない傷病名

ア 急性・慢性

- イ 左右の別
- ウ 部位
- エ 病型

(3) 傷病名を適切に整理していない例が認められたので改めること。

- ① 長期にわたる「疑い」の傷病名
- ② 長期にわたる急性疾患等の傷病名
- ③ 重複して付与している、又は類似の傷病名
- ④ 治癒を中止として転帰している。
- ⑤ 非常に多くの傷病名が付けられている例が認められた。診療の都度、傷病名の見直しを行うこと。

### 3 基本診療料

(1) 初・再診料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 初診料・再診料・外来診療料
  - ア 慢性疾患等明らかに同一の疾病又は傷病の診療を行った場合にもかかわらず、傷病名欄の診療開始日をより新しい日付に変更し、初診料を算定している。
  - イ 現に診療中の患者に対して新たな傷病の診断を行った際に、初診料を算定している。
  - ウ 電話等による再診料の算定に際して、診療録への記載が不十分である。
- ② 時間外加算
  - ア 患者の受付時間が記録などで適切に管理されておらず、算定の根拠が不明である。
- ③ 外来管理加算
  - ア 患者からの聴取事項や診察所見の要点についての診療録への記載がない又は不十分である。
  - イ 患者本人が受診せず、やむを得ない事情で看護に当たっている者から症状を聞いて薬剤を投与した場合であるにもかかわらず算定している。
- ④ 地域包括診療加算 1
  - ア 対象患者に該当していない。
  - イ 健康診断や検診の受診勧奨を行ったことが明らかでない、また、その結果等について診療録に記載がない。
- ⑤ 地域包括診療加算 2
  - ア 患者の同意を得ていない。

(2) 入院料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 入院診療計画
  - ア 患者に交付した入院診療計画書について、参考様式で示している項目欄への記

載がない。(症状)

② 医療安全管理体制

ア 安全管理の責任者等で構成される委員会を月1回程度開催していない。

4 医学管理等

(1) 特定疾患療養管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 治療計画に基づく、服薬、運動、栄養等の療養上の管理内容の要点について診療録への記載がない又は不十分である。

(2) 特定疾患治療管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 特定薬剤治療管理料1

ア 治療計画の要点について診療録への記載がない又は不十分である。

(3) 診療情報提供料（Ⅰ）について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 紹介元医療機関への受診行動を伴わない患者紹介の返事について算定している。

② 交付した文書の写しを診療録に添付していない。

(4) 薬剤情報提供料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 診療録等に薬剤情報を提供した旨の記載がない。

② 副作用及び相互作用に関する主な情報について、文書により提供していない。

(5) 悪性腫瘍特異物質治療管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 腫瘍マーカー検査の結果、治療計画の要点について診療録への記載が乏しい。

(6) 生活習慣病管理料（Ⅱ）について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 療養計画書（別紙様式9又はこれに準じた様式）の記載内容が不十分である。

5 在宅医療

(1) 在宅患者診療・指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 往診料

ア 往診を行うに至った経緯が不明であるため、患者、家族等から往診の求めがあった内容について診療録に記載すること。

イ 往診を行ったことについて、診療録への記載がない又は不十分である。

② 在宅患者訪問診療料（Ⅰ）

ア 診療録への訪問診療の計画及び診療内容の要点の記載がない又は不十分である。

イ 訪問診療を行った日における当該医師の当該在宅患者に対する診療場所、診療時間（開始時刻及び終了時刻）について、診療録への記載がない。

ウ 当該患者又はその家族等の署名付の訪問診療に係る同意書について、診療録への添付がない。

③ 施設入居時等医学総合管理料

ア 診療録への在宅療養計画及び説明の要点等の記載がない又は不十分である。

(2) 在宅療養指導管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 在宅自己注射指導管理料

ア 当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点について診療録への記載がない又は不十分である。

イ 当該管理料の算定にあたっては、在宅自己注射の導入前に、入院又は2回以上の外来、往診若しくは訪問診療により、医師による十分な教育期間をとり、十分な指導を行うことに留意すること。

② 在宅酸素療法指導管理料

ア 当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点について診療録への記載がない又は不十分である。

6 検査・画像診断・病理診断

(1) 検査について、次の不適切な実施例が認められたので改めること。

① 超音波検査

ア 検査で得られた主な所見について診療録への記載がない。

② 呼吸心拍監視

ア 診療録に観察した呼吸曲線及び心電曲線の観察結果の要点の記載がない。

(2) 病理診断について、次の不適切な実施例が認められたので改めること。

① 病理判断料

ア 診療録に病理学的検査の結果に基づく病理判断の要点の記載がない。

7 投薬・注射、薬剤料等

(1) 薬剤の投与について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① ビタミン剤の投与について

ア ビタミン剤の投与が必要かつ有効と判断した趣旨が具体的に診療録へ記載されていない。

8 処置

(1) 処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 創傷処置、熱傷処置、皮膚科軟膏処置について、処置した範囲について診療録等への記載がない。

**Ⅱ 管理・請求事務・施設基準等に係る事項**

1 診療録等

(1) 電子的に保存している記録の管理・運用について、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」に準拠していない不適切な事項が認められたので改めること。

① パスワードの設定・更新がガイドラインに準拠していない。

## 2 診療報酬明細書の記載等

(1) 診療報酬の請求に当たっては、医師と請求事務担当者が連携を図り、適切な保険請求を行うこと。また、診療報酬明細書を審査支払機関に提出する前に、医師自ら点検を十分行うこと。

(2) 診療報酬明細書の記載等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 実際の診療録の内容と診療報酬明細書上の記載が異なる。

ア 傷病名

イ 転帰

② 主傷病名は原則1つとされているところ、多数の傷病を主傷病名としている。

③ 主傷病名がない。

## 3 一部負担金等

(1) 一部負担金の受領について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

① 受領すべき者から受領していない。